

概算数量発注の運用

1 目的

設計業務の省力化及び積算業務の簡素化を図り、円滑な事業執行を促進することを目的とする。

2 定義

- (1) 概算数量発注とは、当初設計で平面図、標準断面図等を適用して算出した概算の数量を用いて発注する工事をいう。
- (2) 工事計画図書とは、受注者が現場調査、測量を行い、結果をまとめた平面図、縦断図、横断図、構造図等の実施予定図面等及び、土工、構造物（仮設物を含む）等の実施予定数量計算書等をいう。
- (3) 工事計画図面とは、平面図、縦断図、横断図、構造図等の実施予定図面で、図面に付随する土工、仮設物を含む構造物等の数量計算も含む。
- (4) 施工承諾図書とは、受注者が提出した工事計画図書をもとに、監督員が工事費、その他の諸条件等を検討し支障がないことを確認して施工承諾を行ったものをいう。

3 適用範囲

概算数量発注は、次の全ての条件を満たす工事に適用する。

- (1) 設計金額が、5,000万円未満の工事
- (2) 工種（舗装工、排水工、法面工その他市長が認めるものに限る。）や構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事

4 適用

- (1) 当初設計は、概算数量を平均幅、平均長等により算出できる必要最小限の図面で行う。
- (2) 特記仕様書に必要事項を明記するとともに、発注者及び受注者が確認できるよう閲覧設計書の表紙及び図面に「概算数量設計」と明示する。
- (3) 発注者は、受注者の主任技術者等に対し、現場で立会いのうえ発注者の意図を十分に説明し、理解させる。
- (4) 受注者は、施工に必要な現地調査、測量を行い、工事計画図書を作成する。なお、図面サイズはA1とし、縮尺は、平面図、縦断図で1/500～2000程度、横断図で1/100～200程度、構造図は適宜を標準とし、図面枚数が最小となるように配置する。工事計画図書を提出するときは、別紙—1の概算数量発注工事計画図書と併せて提出するものとする。
- (5) 監督員は、工事計画図書から工事費、その他の諸条件等を検討し支障がないことを確認して施工承諾を行う。

5 図面作成費の取扱い

- (1) 工事計画図面の作成費用として、「工事計画図面作成費」を共通仮設費の準備費に計上する。ただし、図面の作成に必要な現地調査、測量は費用の対象としない。
- (2) 当初設計では原則 3 枚分を計上する。

6 工期の設定

工事計画図書作成に要する日数として、設計金額 2,500 万円未満で 15 日、2,500 万円以上で 30 日を標準工期に付与する。

7 設計変更の取扱い

- (1) 変更精算は、施工承諾図書に基づいて行う。
- (2) 変更理由は、「概算数量発注工事の精算による」とする。このほか、特に変更を指示した事項について明記する。
- (3) 工事計画図面作成費の変更は、施工承諾図書の図面枚数の実績により計上する。
- (4) 構造計算若しくは安定計算及び用地買収が必要となる場合には、その対応は発注者の責任において行う。
- (5) 工法や舗装構成の検討等、工事計画図書作成のために受注者に行わせる各種調査や試験にかかる費用については、共通仮設費の技術管理費に別途計上する。

8 運用指針

- (1) 概算数量発注制度の目的に留意し、大幅な契約変更や安易な工事内容の変更を伴わないようにするため、発注に先立ち現地条件や概算数量等を的確に把握したうえで、発注手続きを行うことを基本とする。
- (2) 円滑な事業執行に資するため、受注者から工事計画図書が提出された後、速やかに施工承諾を行うよう努めること。
- (3) 施工承諾までの流れは、別紙－2 のフローチャートによる。

9 その他

この運用は、令和 2 年 4 月 1 日以降執行伺い決裁分の工事に適用する。